

さいたま市告示第 1240 号

さいたま市立病院未収金回収業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 30 年 9 月 3 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院未収金回収業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市立病院 外

(3) 業務概要

さいたま市立病院における診療費等のうち、未払いとなっている患者負担金を患者やその連帯保証人等から回収を行う。

詳細については、入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において平成 29・30 年度 さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」で登載されていること。

(2) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条の規定に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者又は第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 平成 28 年 4 月 1 日以降、病床数 300 床以上の病院において未収金回収業務を 2 件以上受託した実績を有し、仕様に定める業務を履行できること。

3 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、下記の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の配布

ア 配布場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課

イ 配布期間

告示の日から平成30年 9月19日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、配布最終日は正午までとする。）

ウ 配布書類

- ① 入札説明書
- ② 仕様書
- ③ 競争入札参加資格等確認申請書
- ④ 入札保証金免除申請書
- ⑤ 競争入札参加資格等確認申請取下書
- ⑥ 質問書

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 2(2)に規定する日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されていること又は第30条の2に規定する弁護士法人であることを証するものとして、資格証明書等の写し

ウ 2(5)に規定する契約実績を証するものとして、契約書の写し及び仕様書

エ 入札説明書に定める書類

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(1)イに同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

参加資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)アに同じ

イ 日時

平成30年 9月21日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、3(3)の書類提出時において、返信用封筒に92円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

4 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、平成30年 9月25日（火）までにさいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

5 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院仮設棟1階 会議室1

(2) 入札日時

平成30年 9月27日(木) 午後1時30分

6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額等

回収した債権額に対する成功報酬率による単価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された成功報酬率に当該成功報酬率の100分の8に相当する額を加算した成功報酬率（当該成功報酬率に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

なお、債権額に対する成功報酬率には、本業務に必要な設備、人材、また機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同率の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の成功報酬率で入札を行なった者を落札者とする。

8 入札保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の5以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

11 契約保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

12 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行うものとする。

13 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課及びさいたま市立病院ホームページにおいて閲覧できる。

<http://saitama-city-hsp.jp/index.html>

14 問い合わせ先

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課医事係
電話　048（873）4168